

松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱

制定 平成29年3月31日

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場である松山市ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）の活動を支援することにより、高齢者の心身の機能の維持・向上及び介護予防の地域展開を推進することを目的として、サロン活動の支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、松山市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

（参加対象者）

第3条 サロンの参加対象者は、原則、本市に住所を有する65歳以上の高齢者とする。ただし、65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

（支援内容）

第4条 事業の支援内容は、次のとおりとする。

- (1) サロンに対する総合的支援
- (2) サロン活動に係る経費の全部又は一部に対する財政的支援
- (3) その他活動を実施するために必要な支援

（サロン活動主体）

第5条 事業において支援対象となるサロン活動主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を持たない非営利の団体であること。
- (2) 政治又は宗教を目的としていない団体であること。
- (3) サロンを自主的に運営する団体であること。
- (4) 本市の他の事務事業による補助金の交付その他の助成を受けていないこと。
- (5) 本市の他の事務事業の団体登録等を行っていないこと。

(6) 次条に定めるサロン活動登録者がおおむね10名以上である住民組織の団体であること。ただし、親族のみで構成される団体その他の活動の実態が親族との交流に限定される団体を除く。

(サロン活動登録者)

第6条 サロン活動登録者は、原則、本市に住所を有する65歳以上の高齢者とし、かつ、サロン開催地区（松山市介護保険事業計画に規定する「日常生活圏域」をいう。）又は隣接する地区に居住する者とする。

2 サロン活動登録者が登録できるサロンは、2箇所までとする。

(サロン代表者)

第7条 サロン活動主体は、当該サロン活動登録者のうちから代表者（以下「サロン代表者」という。）を1名置かなければならない。

(開催回数)

第8条 サロン活動主体は、1日1回として月に2回以上、サロンを定期的を開催しなければならない。ただし、やむを得ず開催できないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(活動時間)

第9条 サロンの活動時間は、原則60分以上とする。ただし、やむを得ず活動できないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 サロンの活動時間及び時間帯については、サロン活動登録者のニーズ等を考慮し、サロン活動主体が決定するものとする。

(活動拠点)

第10条 サロンの活動拠点は、原則、市内の公民館等の公共施設その他これに準じる場所とし、継続的に実施可能であるものでなければならない。

2 サロンの活動拠点は、複数のサロンが同じ活動拠点とすることができる。ただし、他の地域活動等の妨げにならないよう十分考慮しなければならない。

(活動内容)

第11条 サロン活動主体は、介護予防に資すると判断する活動として別に定める内容を必ず30分以上実施しなければならない。ただし、やむを得ず実施できないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 サロン活動主体は、地域支援事業に関する調査、実地点検、効果測定及び研修会等へ

の参加に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもの以外の活動内容については、当該サロン活動主体が決定するものとする。この場合において、サロン活動主体は、第三者から見て不適切な活動を行ってはならない。

4 サロン活動主体は、原則、サロンを活動拠点で行うものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(活動登録)

第12条 活動に係る支援を受けようとするサロン活動主体は、松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業登録申請書(様式第1号)及び活動登録者名簿(様式第2号)を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、登録の可否を決定し、登録を決定したときは、松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業登録決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(総合的支援)

第13条 市は、この要綱の規定を満たすサロン活動主体に対し、相談受付、介護予防に有効な情報提供等の継続的な介護予防活動ができるために必要な総合的支援を行うものとする。

(財政的支援)

第14条 市は、本要綱の規定を満たすサロン活動主体に対し、次のとおり、財政的支援を行うことができる。

(1) サロン活動支援金ーサロン活動に係る全部又は一部経費に対し支援する。

(2) 講師謝礼支援金ーサロン活動主体が講師に支払った謝礼金に対し支援する。なお、当該サロン活動登録者が講師となり、その者に支払った謝礼金については対象外とする。

(3) 会場使用料等助成金ーサロンが活動拠点に係る会場使用料等の支払いに対し支援する。

2 前項に定める財政的支援の金額等については以下のとおりとする。

財政的支援	金額/回	支援対象となるもの
-------	------	-----------

(1) サロン活動支援金	サロン開催1回につき、同条第3項に定めるサロン規模に応じて支援する。 ・小規模サロン—4,000円/回 ・中規模サロン—5,000円/回 ・大規模サロン—6,000円/回	本要綱に基づく活動に係る経費 【対象費目】 ・消耗品費 ・通信費 ・光熱水費 ・印刷費 ・研修費 ・謝金 ・会場使用料
(2) 講師謝礼支援金	講師に支払った謝礼金に対し、1サロン年間20,000円を上限に支援する。	講師活用に係る謝礼金（ただし、当該サロン活動登録者は対象外）
(3) 会場使用料等助成金	活動拠点に係る会場使用料等の支払いに対し、1サロン年間「1,000円×年間サロン開催回数」を上限に支援する。	・会場使用料 ・その他、市が適当と認めたもの

3 前年度1年間（4月～3月）の実績があるサロンの規模については、その実績に基づき、サロン開催1回あたりの平均利用者数により、次のように分類する。

- (1) 小規模サロン—平均利用者数が概ね10名以上15名未満
- (2) 中規模サロン—平均利用者数が15名以上30名未満
- (3) 大規模サロン—平均利用者数が30名以上

なお、利用者数は、当該サロン活動登録者が参加した人数とし、規模の変更は年1回（4月）とする。

4 新規登録サロン等、前年度の実績が1年に満たないサロンの規模については、「小規模サロン」とみなすものとする。なお、規模の変更は、新規登録サロンに限り、年2回（4月と10月）とする。ただし、活動実績が初回開催月を含む4ヶ月以上経過していること。

5 本条に定める支援金等について、当該年度にかかる決算額確定時、または、登録解除時において、余剰金が生じた場合は返還しなければならない。

（基幹型サロン）

第15条 地区内の中核的な役割を果たすサロンとして、市が適当と認めるサロンを「基幹型サロン」とする。なお、基幹型サロンについて必要な事項は別に定めるものとする。

（コーディネーターの配置）

第16条 事業を適切かつ円滑に運営することができるよう、サロン活動を包括的に支援する観点から、コーディネーターを配置することができる。

(登録解除)

第17条 第12条第1項の登録を解除するサロン活動主体は、松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業登録解除届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第18条 サロン活動主体が次のいずれかに該当するときは、市は、第12条第1項の登録を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に市からの財政的支援を受けているときは、これに相当する額を返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により財政的支援を受けたことが判明したとき。

(2) その他登録が不相当と認めたとき。

(個人情報の保護)

第19条 サロン活動主体は、サロンの活動に関して収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、プライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動をやめた後も、同様とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 令和2年6月19日から令和5年5月7日までの間にあっては、この要綱で定める活動内容については、第9条及び第11条の規定にかかわらず30分未満の実施であっても活動したものとみなす。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定及び第11条第1項にただし書を加える改正規定は、令和5年5月8日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(様式第 1 号) (第 1 2 条関係)

松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業登録申請書

年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者 (サロン代表者)

住 所

氏 名

(連絡先 :)

次の内容で活動したいので、サロンの登録を申請します。

サロン名			
開催回数	☐ 月 2 回 ☐ 月 3 回 ☐ 週 1 回 ☐ 週 2 回以上		
活動拠点	活動場所		
	所在地	松山市	
活動内容	☐ 体操 ☐ 脳トレーニング (要綱第 1 1 条第 1 項の規定による活動)		どちらか 1 つ又は両方
	上記以外の主な活動 ()		
活動登録者	名	※ 1 0 名以上の登録が必要です。	
その他	☐ 親族のみで構成される団体その他の活動の実態が親族との交流に 限定される団体ではありません。 (該当する場合は、レ点を入れる。)		

※添付書類 活動登録者名簿 (様式第 2 号)

(様式第 2 号) (第 1 2 条関係)

活動登録者名簿

	氏 名	住所 (町名のみでも可)	生年月日
1			M T S 年 月 日生 (歳)
2			M T S 年 月 日生 (歳)
3			M T S 年 月 日生 (歳)
4			M T S 年 月 日生 (歳)
5			M T S 年 月 日生 (歳)
6			M T S 年 月 日生 (歳)
7			M T S 年 月 日生 (歳)
8			M T S 年 月 日生 (歳)
9			M T S 年 月 日生 (歳)
10			M T S 年 月 日生 (歳)
11			M T S 年 月 日生 (歳)
12			M T S 年 月 日生 (歳)
13			M T S 年 月 日生 (歳)
14			M T S 年 月 日生 (歳)
15			M T S 年 月 日生 (歳)

※記入できない場合は、複数枚の提出となります。

(様式第3号)(第12条関係)

年 月 日

様

松山市長

印

松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業登録決定通知書

月 日付で申請のあった松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業のサロン活動主体として登録が決定しましたので通知します。

(様式第4号)(第17条関係)

松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業
登録解除届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

サロン代表者

住 所

氏 名

(連絡先 :)

次のとおり、サロンの登録を解除したいので、届出をします。

サロン名	
登録解除日	年 月 日
登録解除理由	